

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日 (火) 第 630 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 告

- 警察官採用試験公告 (警務課取扱い) 1
- 公安委員会規則
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 2

公 告

警察官採用試験公告

令和 7 年度警察官採用試験 (第 2 回) を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 1 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

1 試験区分及び職務内容

県 名	試 験 区 分	職 務 内 容
鹿児島県	警察官 A (男性, 女性)	個人の生命, 身体及び財産の保護, 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

2 受験資格

(1) 年齢

平成元年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学 (4 年制大学以上のもの) を卒業した者又は令和 8 年 3 月末までに卒業見込みの者 人事委員会等が上記に該当する者と同等の資格があると認める者 (注)
そ の 他	<p>次のいずれかに該当する者は受験できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の国籍を有しない者 拘禁刑以上の刑に処せられ, その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 鹿児島県の職員として懲戒免職の処分を受け, 当該処分の日から 2 年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において, 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, 又はこれに加入した者 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心身耗弱を原因とするもの以外)

(注) いわゆる飛び級等の特例がある。

3 試験の方法, 時期及び場所

試 験 日	令和 7 年 9 月 21 日 (日)
-------	---------------------

第1次試験	試験地	鹿児島市
	試験種目	教養試験，論文試験，適性検査，身体検査
	合格発表	令和7年10月8日（水）
第2次試験	試験日	令和7年11月10日（月）から同月14日（金）まで
	試験地	鹿児島市
	試験種目	体力検査，面接試験，身体検査
	合格発表	令和7年12月10日（水）

4 受験申込手続等

インターネットによる受験申込み

申込受付期間	令和7年7月16日（水）午前8時30分から8月15日（金）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島e申請（ https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect ）において，必要な事項を入力し，申し込むこと。

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は次のとおりである。

- (1) 最終合格者は，採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

給与は「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」（昭和29年鹿児島県条例第33号）に基づき支給される。令和7年2月1日時点における初任給は，250,100円である（職務経験等がある場合は，加算される場合がある。）。

また，諸手当として，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，特殊勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの支給条件に基づき支給される。

7 その他

試験内容等の詳細については，別に試験案内を交付する。

問 合 せ 先	
鹿児島県 警察本部 警務課	〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話（代表）099-206-0110（内線2636～2639） （直通）099-206-2220

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第29号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号サ(キ)中「別表第1に掲げるもので」を「もので」に，同項第4号シ(ク)中

「別表第 2 に掲げるもので」を「もので」に改め、同号シ(ク)を同号シ(ケ)とし、同号シ中(カ)から(キ)までを(カ)から(キ)までとし、同号シ(キ)の次に次のように加える。

(カ) 保健師助産師看護師法に基づく保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両

第 6 条第 2 項中「は通行禁止除外標章交付申請書（様式第 3 号）を、」を「及び」に、「駐車禁止除外標章交付申請書（様式第 4 号）」を「除外標章交付申請書（様式第 3 号）」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同号ウを削り、同項第 2 号イ中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同号ウを削り、同条中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第 3 号の 2）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第 3 号の 3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第 7 条第 2 項第 1 号中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同条第 5 項中「から第 8 項まで」を「及び第 7 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該許可証（第 3 号の場合にあっては、亡失した許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

第 8 条第 1 項第 4 号中「およそ不可能」を「困難」に、同号イ中「300メートル」を「100メートル」に改め、同条第 8 項を同条第 11 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

9 第 6 項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第 5 号の 2）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 第 6 項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第 5 号の 3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

第 8 条第 7 項中「から第 8 項まで」を「及び第 7 項並びに第 7 条第 6 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「様式第 7 号」を「様式第 5 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

第 8 条第 3 項第 1 号中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書面

第 8 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

別表第 4 一般県道玉取迫鹿児島港線の項の次に次のように加える。

一般県道鹿児島港線	鹿児島市堀江町10番1地先から同市泉町17番3地先まで
一般県道鹿児島港城南線	鹿児島市南林寺町31番1地先から17番17地先まで

別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2（第6条関係）

除外標章再交付申請書	
鹿児島県公安委員会 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 3 号 の 3 (第 6 条 関 係)

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
住 所 (所 在 地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 削除

別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第5号の2（第8条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号の3（第8条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
警察署長 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則第 8 条第 5 項の規定により交付されている駐車許可証は、当該駐車許可証の有効期限が満了するまでの間は、改正後の鹿児島県道路交通法施行細則第 8 条第 6 項の規定により交付された駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。